

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(平成26年2月3日現在)

商品名	・スーパー定期貯金<単利型>
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 ・期日指定方式 1か月超10年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れられます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×30% ③ 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50% ④ 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上3年未満 約定利率×70% ただし、②から⑤の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計

算します。

(2) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| ③ 1年以上2年未満 | 約定利率×30% |
| ④ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ⑤ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×60% |
| ⑥ 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(3) 約定した預入期間が4年以上5年未満の場合

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| ③ 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| ④ 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| ⑤ 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |
| ⑥ 4年以上5年未満 | 約定利率×80% |

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) 約定した預入期間が5年以上6年未満の場合

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| ② 6か月以上1年6ヶ月未満 | 約定利率×10% |
| ③ 1年6か月以上2年6か月未満 | 約定利率×20% |
| ④ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| ⑤ 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| ⑥ 4年以上6年未満 | 約定利率×80% |

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(5) 約定した預入期間が6年以上7年未満の場合

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| ② 6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| ③ 2年以上3年未満 | 約定利率×20% |
| ④ 3年以上4年未満 | 約定利率×30% |
| ⑤ 4年以上5年未満 | 約定利率×40% |
| ⑥ 5年以上6年未満 | 約定利率×50% |
| ⑦ 6年以上7年未満 | 約定利率×70% |

ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(6) 約定した預入期間が7年以上10年未満の場合

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| ② 6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| ③ 2年以上3年未満 | 約定利率×20% |
| ④ 3年以上4年未満 | 約定利率×30% |
| ⑤ 4年以上5年未満 | 約定利率×40% |
| ⑥ 5年以上6年未満 | 約定利率×50% |
| ⑦ 6年以上7年未満 | 約定利率×60% |
| ⑧ 7年以上8年未満 | 約定利率×70% |
| ⑨ 8年以上10年未満 | 約定利率×80% |

ただし、②から⑨までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(7) 約定した預入期間が10年の場合

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| ② 6か月以上3年未満 | 約定利率×10% |
| ③ 3年以上4年未満 | 約定利率×20% |

	<p>④ 4年以上5年未満 約定利率×30%</p> <p>⑤ 5年以上6年未満 約定利率×40%</p> <p>⑥ 6年以上7年未満 約定利率×50%</p> <p>⑦ 7年以上8年未満 約定利率×60%</p> <p>⑧ 8年以上9年未満 約定利率×70%</p> <p>⑨ 9年以上10年未満 約定利率×80%</p> <p>ただし、②から⑨までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(金額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話：0765-24-9917)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県JAバンク相談所(電話：076-445-2017)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または富山県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会(電話：076-421-4811)</p>
その他参考となる 事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

スーパー定期貯金<複利型>

(平成26年2月3日現在)

商品名	・スーパー定期貯金<複利型>
ご利用いただける方	・個人のみ
期 間	・定型方式 3年、4年、5年、7年、10年 ・期日指定方式 3年超10年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×20% ③ 1年以上2年未満 約定利率×30% ④ 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×50% ⑤ 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×60% ⑥ 3年以上4年未満 約定利率×80% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (2) 約定した預入期間が4年以上5年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率

- ② 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- ③ 1年以上2年未満 約定利率×20%
- ④ 2年以上3年未満 約定利率×40%
- ⑤ 3年以上4年未満 約定利率×60%
- ⑥ 4年以上5年未満 約定利率×80%

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(3) 約定した預入期間が5年以上6年未満の場合

- ① 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
- ② 6か月以上1年6ヶ月未満 約定利率×10%
- ③ 1年6ヶ月以上2年6ヶ月未満 約定利率×20%
- ④ 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×30%
- ⑤ 3年以上4年未満 約定利率×40%
- ⑥ 4年以上6年未満 約定利率×80%

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) 約定した預入期間が6年以上7年未満の場合

- ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
- ② 6か月以上2年未満 約定利率×10%
- ③ 2年以上3年未満 約定利率×20%
- ④ 3年以上4年未満 約定利率×30%
- ⑤ 4年以上5年未満 約定利率×40%
- ⑥ 5年以上6年未満 約定利率×50%
- ⑦ 6年以上7年未満 約定利率×70%

ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(5) 約定した預入期間が7年以上10年未満の場合

- ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
- ② 6か月以上2年未満 約定利率×10%
- ③ 2年以上3年未満 約定利率×20%
- ④ 3年以上4年未満 約定利率×30%
- ⑤ 4年以上5年未満 約定利率×40%
- ⑥ 5年以上6年未満 約定利率×50%
- ⑦ 6年以上7年未満 約定利率×60%
- ⑧ 7年以上8年未満 約定利率×70%
- ⑨ 8年以上10年未満 約定利率×80%

ただし、②から⑨までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(6) 約定した預入期間が10年の場合

- ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
- ② 6か月以上3年未満 約定利率×10%
- ③ 3年以上4年未満 約定利率×20%
- ④ 4年以上5年未満 約定利率×30%
- ⑤ 5年以上6年未満 約定利率×40%
- ⑥ 6年以上7年未満 約定利率×50%
- ⑦ 7年以上8年未満 約定利率×60%
- ⑧ 8年以上9年未満 約定利率×70%
- ⑨ 9年以上10年未満 約定利率×80%

	ただし、②から④までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(金額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話：0765-24-9917)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県JAバンク相談所(電話：076-445-2017)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または富山県JAバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会(電話：076-421-4811)
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書

大口定期貯金

(平成26年2月3日現在)

商品名	・大口定期貯金
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 ・期日指定方式 1か月超10年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードか、または窓口にお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできません。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 次のAおよびBの算式により算出した利率（少数点第4位を切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A ① 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> a 6か月未満 解約日における普通貯金利率 b 6か月以上1年未満 約定利率×30% c 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

	d 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
	e 2年以上3年未満	約定利率×70%
	② 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合	
	a 6か月未満	解約日における普通貯金利率
	b 6か月以上1年未満	約定利率×20%
	c 1年以上2年未満	約定利率×30%
	d 2年以上2年6か月未満	約定利率×50%
	e 2年6か月以上3年未満	約定利率×60%
	f 3年以上4年未満	約定利率×80%
	③ 約定した預入期間が4年以上5年未満の場合	
	a 6か月未満	解約日における普通貯金利率
	b 6か月以上1年未満	約定利率×10%
	c 1年以上2年未満	約定利率×20%
	d 2年以上3年未満	約定利率×40%
	e 3年以上4年未満	約定利率×60%
	f 4年以上5年未満	約定利率×80%
	④ 約定した預入期間が5年以上6年未満の場合	
	a 6か月未満	解約日における普通貯金利率
	b 6か月以上1年6か月未満	約定利率×10%
	c 1年6か月以上2年6か月未満	約定利率×20%
	d 2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
	e 3年以上4年未満	約定利率×40%
	f 4年以上6年未満	約定利率×80%
	⑤ 約定した預入期間が6年以上7年未満の場合	
	a 6か月未満	解約日における普通貯金利率
	b 6か月以上2年未満	約定利率×10%
	c 2年以上3年未満	約定利率×20%
	d 3年以上4年未満	約定利率×30%
	e 4年以上5年未満	約定利率×40%
	f 5年以上6年未満	約定利率×50%
	g 6年以上7年未満	約定利率×70%
	⑥ 約定した預入期間が7年以上10年未満の場合	
	a 6か月未満	解約日における普通貯金利率
	b 6か月以上2年未満	約定利率×10%
	c 2年以上3年未満	約定利率×20%
	d 3年以上4年未満	約定利率×30%

	<p>e 4年以上5年未満 約定利率×40%</p> <p>f 5年以上6年未満 約定利率×50%</p> <p>g 6年以上7年未満 約定利率×60%</p> <p>h 7年以上8年未満 約定利率×70%</p> <p>i 8年以上10年未満 約定利率×80%</p> <p>⑦ 約定した預入期間が10年の場合</p> <p>a 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>b 6か月以上3年未満 約定利率×10%</p> <p>c 3年以上4年未満 約定利率×20%</p> <p>d 4年以上5年未満 約定利率×30%</p> <p>e 5年以上6年未満 約定利率×40%</p> <p>f 6年以上7年未満 約定利率×50%</p> <p>g 7年以上8年未満 約定利率×60%</p> <p>h 8年以上9年未満 約定利率×70%</p> <p>i 9年以上10年未満 約定利率×80%</p> <p>B 約定利率 $(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$</p> <p style="text-align: center;">預入日数</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店(所)または金融部(電話:0765-24-9917)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県JAバンク相談所(電話:076-445-2017)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部または富山県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p style="text-align: center;">富山県弁護士会(電話:076-421-4811)</p>
その他参考となる 事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書
定期積金<定額式>

(平成26年2月3日現在)

商品名	・定期積金<定額式>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・6か月以上10年以下
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客さまは20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります ・金利(約定利回り)は店頭のコピーボードか、または窓口にお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れることができます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.75%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0765-24-9917)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県JAバンク相談所(電話:076-445-2017)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記</p>

	<p>当 J A 金融部または富山県 J A バンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・ 掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書
定期積金<目標式>

(平成26年2月3日現在)

商品名	・定期積金<目標式>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・6か月以上10年以下
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(初回で掛金を調整) ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.75%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0765-24-9917)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県JAバンク相談所(電話:076-445-2017)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記

	<p>当 J A 金融部または富山県 J A バンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・ 掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。